

文京区重度障害者等就労支援事業実施要綱

2022 文福障第 1770 号令和 4 年 11 月 18 日区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 3 項に規定する障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業として、重度障害者等が通勤、職場等で必要となる支援を行うことにより、重度障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度障害者等 法第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護、同条第 4 項に規定する同行援護又は同条第 5 項に規定する行動援護の支給決定を区から受けている者をいう。
- (2) 企業 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 49 条第 1 項に規定する助成金の支給の決定を受けている事業主をいう。
- (3) 支援計画書 重度障害者等の通勤、職場等における支援について、支援の対象となる範囲を明確にするため、企業が重度障害者等及び次条に規定するサービスを提供する事業者と連携して作成するものをいう。
- (4) 自営業者等 重度障害者等のうち、自営等に従事することにより当該重度障害者等の所得の向上が見込まれると区長が認めた者（企業で雇用されている重度障害者等及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等をされる者その他これに準ずる者を除く。）をいう。

(事業の内容)

第 3 条 この要綱による事業（以下「本事業」という。）は、第 5 条に規定する就労支援事業者により提供される通勤、職場等で必要となる支援（以下「サービス」という。）に要する費用の一部を区が負担し、重度障害者に対して当該サービスを支給するものとする。

(対象者)

第 4 条 本事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、区の区域内に住所を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、サービスの提供がなければ、就労の継続が困難であると区長が認めた者に限る。

- (1) 企業で雇用されている重度障害者等のうち、次のいずれかに該当する者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 6 条の 10 第 1 号に規定する就労継続支援 A 型の利用者を除く。）
 - ア 1 週間の所定労働時間（以下「週所定労働時間」という。）が 10 時間以上の者
 - イ 週所定労働時間が 10 時間未満の者のうち、当該年度末までに週所定労働時間を 10 時間以上に引き上げることが支援計画書によって確認できる者
- (2) 自営業者等のうち、自営等に従事する時間が 1 週間のうち 10 時間以上の者

(就労支援事業者)

第 5 条 サービスを提供する事業者（以下「就労支援事業者」という。）は、法第 36 条の規定によ

り、都道府県知事から重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行う指定障害福祉サービス事業者として指定を受けた者とする。

(支給の申請等)

第6条 本事業を利用しようとする対象者(以下「申請者」という。)は、区長に対して文京区重度障害者等就労支援事業支給(変更)申請書(別記様式第1号)に支援計画書を添えて申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定により申請を受けたときは、申請者の状況等の調査を行い、支給の可否を審査し、支給を決定したときは文京区重度障害者等就労支援事業支給決定通知書(別記様式第2号)及び1月に就労支援事業者から受けられるサービスの量を記載した文京区重度障害者等就労支援事業受給者証(別記様式第3号。以下「受給者証」という。)を、支給しないことを決定したときは却下決定通知書(別記様式第4号)を申請者に交付する。

3 前項の規定により支給の決定を受けた申請者(以下「支給決定者」という。)は、サービスの利用に当たっては、就労支援事業者に対して受給者証を提示しなければならない。

4 受給者証の有効期間は、第2項の規定による支給の決定をした日から起算して1年を超えない範囲内で定める日とする。

(支給決定の変更)

第7条 支給決定者は、前条第2項の規定により決定した支給の内容を変更しようとするときは、区長に対して文京区重度障害者等就労支援事業支給(変更)申請書を提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定により申請を受けたときは、変更の可否を審査し、当該変更を認めたときは文京区重度障害者等就労支援事業変更決定通知書(別記様式第5号)を、当該変更を認めないときは却下決定通知書を申請者に交付する。

3 区長は、前項の規定により支給の内容を変更したときは、受給者証に当該変更に係る内容を記入するものとする。

(支給決定の取消し)

第8条 区長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定による支給の決定又は変更を取り消すことができる。

- (1) 不正又は虚偽の申請により支給の決定又は変更を受けたとき。
- (2) 対象者でなくなったとき。
- (3) その他区長が不適当であると認めたとき。

(給付費等)

第9条 第3条の規定により区が負担する費用(以下「給付費」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める費用とする。ただし、就労支援事業者が、障害者雇用促進法第19条第2項に規定する独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から助成を受けている費用を除く。

- (1) 企業で雇用されている重度障害者等 喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守りその他必要な支援及び通勤における支援に要する費用
- (2) 自営業者等 サービスに要する費用

2 給付費の額は、次に掲げる額のいずれか多い額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 支給決定者が現に受けている別表に掲げる障害福祉サービスの種別ごとに、同表に掲げる単

位数に同表に掲げる単価を乗じて得た額（以下「利用月額」という。）に、100分の90を乗じて得た額

(2) 利用月額から負担上限月額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条に規定する負担上限月額及び同条の規定の例により算定したサービスの負担上限月額の合計額をいう。）を除いて得た額

3 給付費の支払は、1月ごとに就労支援事業者に対して行うものとする。

4 就労支援事業者は、サービスの提供に当たり、支給決定者から交通費（移動に要する実費をいう。）を徴収することができる。

（給付費の支払請求）

第10条 就労支援事業者は、給付費の支払を受けようとするときは、サービスを提供した月の翌月10日までに、次に掲げる書類により区長に請求するものとする。

(1) 文京区重度障害者等就労支援事業給付費請求書（別記様式第6号）

(2) 文京区重度障害者等就労支援事業給付費明細書（別記様式第7号）

(3) 文京区就労支援サービス提供実績記録票（重度訪問介護）（別記様式第8号）（重度訪問介護の場合に限る。）

(4) 文京区就労支援サービス提供実績記録票（同行援護）（別記様式第9号）（同行援護の場合に限る。）

(5) 文京区就労支援サービス提供実績記録票（行動援護）（別記様式第10号）（行動援護の場合に限る。）

（給付費の支払）

第11条 区長は、前条の規定により給付費の請求があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、支給決定者が当該サービスを受けた月の翌々月末までに当該就労支援事業者に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、支給決定者に対し給付費の支払があったものとみなす。（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

障害福祉サービスの種別	単位数	単価
重度訪問介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）別表に規定する介護給付費等単位数表第2の1のイに規定する重度訪問介護サービス費の単位	厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）に定める一単位の単価
同行援護	報酬告示別表に規定する介護給付費等単位数表第3の1に規定する同行援護サービス費の単位	
行動援護	報酬告示別表に規定する介護給付費等単位数表第4の1に規定する行動援護サービス費の単位	

文京区重度障害者等就労支援事業支給（変更）申請書

文京区長 殿
 次のとおり申請します。 申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ			生年月日	年 月 日	
	氏名	個人番号：				
	居住地	〒		電話番号		
		1月1日現在の住民登録地である区市町村（※）		都道府県： _____		区市町村 _____
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		特定疾患医療受給者証番号		
精神障害者保健福祉手帳番号		自立支援医療受給者証番号		疾病名		

※ 1月1日現在の住民登録地が文京区でない場合に記入すること。

申請の理由						
申請（変更）内容	サービスの種類	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護		<input type="checkbox"/> 同行援護		<input type="checkbox"/> 行動援護
	就労状況	会社名				
		会社住所				
業務内容				連絡先		

個人情報利用同意	申請者の利用者負担額の決定のために必要な個人情報について、文京区長が取得することに同意します。 サービス等利用計画又は個別支援計画を作成するため必要があるときは、障害支援区分認定に係る認定調査・概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、通所支援の利用に関する意向聴取の内容、区市町村審査会における審査判定結果・意見及び医師意見書、障害福祉サービス等受給者証の記載内容の全部又は一部を、文京区から指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者又は指定一般相談支援事業者の関係人に提示することに同意します。					
	世帯員の氏名		申請者との関係	個人番号	生年月日	
			本人	/		年 月 日
世帯員（申請者を除く。）の居住地	〒				<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 1月1日現在の住民登録地である区市町村 都道府県： _____ 区市町村 _____	
負担上限月額に関する認定	以下の区分の適用を申請します（当てはまるものに○を付ける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること）。 1 生活保護受給世帯 2 区市町村民税非課税世帯に属する者 3 区市町村民税課税世帯（障害者：所得割16万円未満）に属する者 4 ひとり親に該当する者（婚姻によらないで母（父）となり、現在婚姻をしていない者。ただし、控除については、一定の要件を満たした場合に適用となります。）					

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）	
フリガナ	申請者との関係	
氏名		
住所	〒	
	電話番号	

別記様式第3号（第6条、第7条関係）

（一）	
文京区重度障害者等就労支援事業受給者証	
受給者証番号	
支給決定障害者	居住地
	フリガナ
	氏名
	生年月日
障害種別	1 2 3
交付年月日	
支給市町村名及び印	〒112-8555 文京区春日1丁目16番21号 文京区長 (131059) 電話

（二）	
支給決定内容	
事業名	重度障害者等就労支援事業
サービス種別	
支給量等	時間/月
支給決定期間	～
就労形態	
就労先	
予備欄	

（三）	
利用者負担に関する事項	
負担上限月額	円
適用期間	～
特記事項欄	
予備欄	

（四）		
支給量変更の記載欄		
サービス種別		文京区認印
変更後の支給量		
変更年月日	年 月 日	
サービス種別		文京区認印
変更後の支給量		
変更年月日	年 月 日	
サービス種別		文京区認印
変更後の支給量		
変更年月日	年 月 日	

（五）		
実施事業者記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称	
	サービス内容	
	契約支給量	月 時間 分
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
サービス提供終了中の終了日までの既提供量	年 月 日	
2	事業者及びその事業所の名称	
	サービス内容	
	契約支給量	月 時間 分
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
サービス提供終了中の終了日までの既提供量	年 月 日	

（六）		
実施事業者記入欄		
3	事業者及びその事業所の名称	
	サービス内容	
	契約支給量	月 時間 分
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
サービス提供終了中の終了日までの既提供量	年 月 日	
4	事業者及びその事業所の名称	
	サービス内容	
	契約支給量	月 時間 分
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
サービス提供終了中の終了日までの既提供量	年 月 日	

（七）	
注意事項欄	
<p>1 この証は、各面をよく読んで大切に持ってください。</p> <p>2 重度障害者等就労支援事業を受けようとするときは、必ずこの証を実施事業者に提示してください。</p> <p>3 重度障害者等就労支援事業を受けるときに支払う金額は、利用者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して定める額（重度障害者等就労支援事業に要した費用の総額の1割相当を超える時は1割相当の額）です。ただし、三面の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります。</p> <p>4 支給決定期間を経過したときは重度障害者等就労支援事業給付費の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に、文京区にこの証を添えて支給の再申請をしてください。</p> <p>5 支給量の変更を必要とする場合は、支給量の変更の申請をすることができます。</p> <p>6 この証の一、三面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて文京区にその旨を届け出てください。</p>	

（八）	
注意事項欄	
<p>7 支給決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した文京区にご連絡、ご相談ください。</p> <p>また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、文京区に届け出てください。</p> <p>8 この証を破損し、汚し、又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。</p> <p>また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに文京区に返してください。</p> <p>9 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を文京区に返してください。</p> <p>10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。</p> <p>11 支給決定の内容欄に記載されていないサービスについては、重度障害者等就労支援事業給付費の支払は受けられません。</p> <p>12 その他、この受給者証に関することでわからないことがありましたら、文京区の窓口までお問合せください。</p>	

文 第 号
年 月 日

様

文京区長



却下決定通知書

年 月 日に申請のありました文京区重度障害者等就労支援事業の支給及び利用者負担額減額・免除等については、下記のとおり却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

※ 不服申立て及び取消訴訟について

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に区長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様

文京区長



文京区重度障害者等就労支援事業変更決定通知書

年 月 日に申請のありました文京区重度障害者等就労支援事業の支給変更について、文京区重度障害者等就労支援事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。サービスの受給に当たっては、同要綱の規定を遵守してください。

記

受給者証番号											支給決定障害者氏名	
変更年月日												
変更の内容	変更前											
	変更後											

※ 不服申立て及び取消訴訟について

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に区長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

文京区重度障害者等就労支援事業給付費請求書

年 月 日

(請 求 先)

文京区長 殿

請求事業者	指定事業所番号
	住 所 (所在地)	〒
	電話番号	
	名 称	
	職・氏名	

下記のとおり請求します。

			年			月分
--	--	--	---	--	--	----

請求金額			百万			千			円
------	--	--	----	--	--	---	--	--	---

	区 分	件数	単位数	費用合計	市町村 請求額	利用者 負担額
地域生活支援促進事業	就労支援事業					
		合 計				

